



熊本県公報

第12749号

平成30年8月17日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の変更の届出……………（障がい者支援課） 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新……………（ 〃 ） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定……………（ 〃 ） 2
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（高齢者支援課） 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（ 〃 ） 2
- 造成宅地防災区域の指定……………（建築課） 2
- 造成宅地防災区域の指定……………（ 〃 ） 3
- 造成宅地防災区域の指定……………（ 〃 ） 4
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録……………（障がい者支援課） 5
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（高齢者支援課） 5
- 種畜証明書の交付……………（畜産課） 5
- 定数漁業の許可申請期限……………（水産振興課） 5
- 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧（嵐口加入区、新和町加入区、本渡市加入区）……………（団体支援課） 6
- 道路の供用開始……………（道路保全課） 6
- 道路の供用開始……………（ 〃 ） 7
- 道路の供用開始……………（ 〃 ） 7
- 道路の区域変更……………（ 〃 ） 7
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録……………（高齢者支援課） 7

公 告

- 県有林立木の公売……………（森林整備課） 8
- 農用地利用配分計画の認可申請……………（農地・担い手支援課） 10
- 農用地利用配分計画の認可申請……………（ 〃 ） 11
- 農用地利用配分計画の認可……………（ 〃 ） 11
- 農用地利用配分計画の認可……………（ 〃 ） 11

登 載 依 頼

- 平成30年度第1回阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議の開催……………（阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会） 12
- 第3回県立特別支援学校整備計画改定に係る検討会の開催……………（特別支援教育課） 12
- 平成30年度第1回熊本県スポーツ推進審議会の開催……………（スポーツ推進審議会） 13
- 熊本県警察統合OAシステム用サーバ及び関連機器（平成30年度導入分）の賃貸借に係る一般競争入札参加資格等……………（警察本部情報管理課） 13
- 熊本県警察統合OAシステム用サーバ及び関連機器（平成30年度導入分）の賃貸借に係る一般競争入札の実施……………（ 〃 ） 14

告 示

熊本県告示第650号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

平成30年8月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（育成医療・更生医療）

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
山鹿いちご薬局	医療機関の	山鹿市大橋通	山鹿市大橋通	平成30年7月1日

所在地	1207番地	608番地
-----	--------	-------

熊本県告示第651号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法69条の規定により公示する。

平成30年8月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

（育成医療・更生医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
しょうぶ薬局 玉名市岩崎658番地1	平成30年8月1日
栄町薬局 菊池市隈府780番地13	平成30年8月1日
訪問看護ステーション 3rd Hand 人吉市中青井町307番地6	平成30年8月1日

熊本県告示第652号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成30年8月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
ちはや 天草市栄町6-1	株式会社 アト・みらい 天草市北原町19-5 木本 圭子	生活介護	平成30年 8月7日

熊本県告示第653号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成30年8月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人田中会	おおつかの郷訪問リハビリテーション	熊本県菊池郡大津町大字陣内1 165番地	平成30年 8月10日	訪問リハビリテーション

熊本県告示第654号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成30年8月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人田中会	おおつかの郷訪問リハビリテーション	熊本県菊池郡大津町大字陣内1 165番地	平成30年 8月10日	介護予防訪問リハビリテーション

熊本県告示第655号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第1項の規定により造成宅地

防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年8月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

福原1地区(大規模)

上益城郡益城町大字福原字西川内田3098番、3099番、3099番地先の水の
一部(次の図に示す部分に限る。)、3100番、3101番、3107番1、3108
番、3109番、3110番、3111番の一部(次の図に示す部分に限る。)、311
3番の一部(次の図に示す部分に限る。)、3114番1の一部(次の図に示す部分に限

る。)
上益城郡益城町大字福原字東川内田3638番1、3638番2、3641番地先の
水、3641番、3646番1、3646番2、3647番、3648番、3649番、3649番地先の
水、3650番、3651番、3652番、3653番、3654番、3655番、3656番、3657番、
3664番、3665番、3666番、3694番地先の水、3694番、3695番、3671番、3672番、
3673番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、3674番、3675番1一1、
3675番1一2、3675番2、3676番、3677番1、3677番2、3677番2地先の
水の一部(次の図に示す部分に限る。)、3677番3、3677番4、3679番、3736番、
3737番、3738番、3748番1、3748番2、3749番、3750番、3753番、3754番、
3756番1、3756番2、3757番、3758番、3759番、3759番1、3759番2、3760番、
3761番・3762番合併、3761番1、3762番2、3762番2地先の脱落地、3763番、
3764番1、3764番2、3765番1、3765番2、3765番3、3765番4、3765番5、
3766番、3767番、3768番、3769番1、3769番2、3770番1、3770番2、3771番、
3772番、3773番1、3773番2一1、3773番2一2、3774番1、3774番2、3775番、
3776番1、3776番2、3776番3、3776番4、3777番1、3777番2、3778番、
3779番1、3779番2、3780番、3781番、3782番、3789番、3790番、
3791番1、3798番・3799番・3800番合併2

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び益城町役場に
備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第656号

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第1項の規定により造成宅地
防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年8月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

辻の城2地区(大規模)

上益城郡益城町大字辻の城603番の一部(次の図に示す部分に限る。)、617番、
621番の一部(次の図に示す部分に限る。)、702番、705番の一部(次の図に示
す部分に限る。)、193番、196番、197番、198番、199番、200番、2
01番、202番、203番、204番、205番1、205番2、205番3、20
6番1、206番2、209番1、257番、258番、259番、260番、261
番、262番、263番、264番、265番、266番、267番、268番、26
9番、270番、271番、272番、273番、275番、276番、277番、2
78番、279番、280番1、280番2、311番、312番、313番、314
番、315番、316番、317番1、317番2、600番の一部(次の図に示す部
分に限る。)、604番、318番1、318番2、318番3、319番、320番、
321番、322番、323番、324番、700番、326番、327番1、327
番2、328番1、328番2、329番、330番1、330番2、701番、33
1番、332番、333番1、333番2、334番、335番、336番、337番、
338番、339番、629番、340番1、340番2、340番3、623番、7
10番、341番1、341番2、341番3、342番、343番1、343番2、
343番3、344番1、344番2、345番1、345番2、346番1、346
番2、347番、348番、349番、350番、351番、352番、353番、3
54番、355番、356番、357番、358番1、358番2、359番、360
番1、360番2、361番2、361番3、362番1、362番2、363番、3
64番、365番1、365番2、365番3、365番4、366番、367番、3
68番1、368番2、369番、370番、706番、371番、372番、373
番、374番、375番、708番、376番、377番1、377番2、377番3、
378番1、378番2、379番、380番、381番、382番、383番、38
4番、385番、386番、387番1、387番2、387番3、388番、624
番、389番、390番、391番1、391番2、392番、393番、394番、
395番、396番、397番、398番、630番、631番、632番、399番
1、400番、401番、402番、403番、404番、405番、406番1、4
06番2、408番1、408番2、410番1、410番2、411番1、411番
2、412番、413番、414番、415番1、415番2、416番、417番1、

4 1 7 番 2、4 1 7 番 3、4 1 7 番 4、4 1 7 番 5、4 1 8 番、4 1 9 番、4 2 0 番、
 4 2 1 番、4 2 2 番、4 2 3 番、4 2 4 番、4 2 5 番、4 2 6 番、4 2 7 番、4 2 8 番、
 4 2 9 番、4 3 0 番 1、4 3 0 番 2、4 3 1 番、4 3 2 番、4 3 3 番、4 3 4 番、4 3
 5 番、4 3 6 番 1、4 3 6 番 2、6 2 5 番、6 2 6 番、4 3 7 番 1、4 3 7 番 2、4 3
 7 番 3、4 3 8 番、4 3 9 番、4 4 0 番、4 4 1 番、4 4 2 番、4 4 3 番、4 4 5 番、
 4 4 6 番、4 4 7 番、4 4 8 番、4 4 9 番、6 0 6 番、6 3 3 番、4 5 1 番 1、4 5 1
 番 2、4 5 1 番 3、4 5 3 番、4 5 4 番、4 5 5 番 1、4 5 5 番 2、4 5 6 番、4 5 7
 番、4 5 8 番、4 5 9 番、6 3 4 番、4 6 0 番、4 6 1 番 1、4 6 1 番 2、4 6 1 番 3、
 4 6 2 番、4 6 3 番、4 6 4 番、4 6 5 番、4 6 6 番、6 3 5 番、4 6 7 番、4 6 8 番、
 4 6 9 番、4 7 0 番、4 7 1 番、4 7 2 番 1、4 7 2 番 2、4 7 3 番 1、4 7 3 番 2、
 4 7 3 番 3、4 7 3 番 4、4 7 3 番 5、4 7 4 番 1、4 7 4 番 2、4 7 5 番、4 7 6 番、
 4 7 7 番、6 3 6 番、4 7 8 番、4 7 9 番、4 8 0 番、4 8 1 番、4 8 2 番、4 8 3 番、
 4 8 4 番、4 8 5 番、4 8 6 番、4 8 8 番、4 8 9 番 1、4 8 9 番 2、4 9 0 番 1、4
 9 1 番 1、4 9 2 番 1、4 9 3 番 1、4 9 3 番 2、4 9 3 番 3、4 9 3 番 4、4 9 4 番、
 4 9 5 番、4 9 6 番、4 9 7 番 1、4 9 7 番 2、4 9 7 番 3、4 9 7 番 4、4 9 7 番 5、
 4 9 8 番、4 9 9 番、5 0 0 番 2、6 3 8 番

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び益城町役場に
 備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第657号

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第1項の規定により造成宅地
 防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年8月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

宮園1地区(大規模)

上益城郡益城町大字宮園字居屋敷544番1、544番2、544番3、544番4、
 544番5、545番、545番1、546番1、546番3、546番4、547番
 1、547番2、547番3、547番4、547番5、548番3、550番・55
 1番合併、550番・551番合併1、550番・551番合併2、552番、552
 番1、552番2、552番3、552番5、552番6、552番7、552番8、
 553番3、553番4、553番5、553番6、554番、559番1、559番
 2、559番3、560番、561番、562番、564番1、564番2、564番
 3、564番4、564番5、564番6、564番7、564番8、564番9、5
 64番10、565番1、565番3、565番4、565番5、565番6、565
 番7、567番3、568番1、568番2、568番3、568番4、568番5、
 569番、569番1、569番2、569番3、580番1、580番2、580番
 3、580番4、580番5、580番6、580番7、581番1、581番2、5
 82番1、583番1、583番2、583番3、583番4、583番5、583番
 6、584番1、584番2、584番4、584番5、584番7、584番8、5
 84番11、584番12、584番13、585番1、585番2、585番3、5
 86番、587番、588番1、588番2、589番、590番、591番、592
 番1、592番8、592番10、592番12、592番13、592番14、59
 2番15、592番16、592番17、592番18、592番19、592番20、
 592番21、592番22、592番23、592番24、592番25、592番
 26、592番27

上益城郡益城町大字宮園字辻685番の一部(次の図に示す部分に限る。)、694番
 3、694番4、694番5、694番6、694番8、694番9、695番2、6
 95番6、695番7、695番8、695番9、695番10、695番12、69
 5番13、695番14、695番18、695番19、695番20、696番2、
 696番3、696番4、696番5、696番6、696番7、696番8、696
 番9、696番10、696番11、696番13、696番15、696番16、6
 96番21、696番22、696番23、697番1、697番2、697番3、6
 97番4、697番4地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、697番5、69
 7番6、698番1、698番2、698番3、698番4、698番5、698番6、
 698番8、698番9、698番10、698番11、698番12、699番1、
 699番2、699番4、699番5、699番6、699番7、699番8、700
 番1、700番2、700番3、700番4、700番5、700番6、700番7、
 700番8、700番9、700番10、700番11、700番12、700番13、
 700番14、701番1、701番2、701番3、701番4、701番5、66
 5番28、665番29、665番30、665番31、665番37、665番47、
 667番5、667番6、667番8、667番9、667番10、667番11、6
 67番12、668番8の一部(次の図に示す部分に限る。)、668番18の一部(次
 の図に示す部分に限る。)、668番20の一部(次の図に示す部分に限る。)、669番
 1、669番2、669番3、669番4、669番5、669番6、669番7、6
 69番8、669番9、669番10、669番11、669番12、669番14の
 一部(次の図に示す部分に限る。)、669番15、669番17、669番18、66

9番19、669番20、671番1、671番2、671番3、671番4、671番5、671番6、671番7、671番8、671番9、671番10、671番11、671番12、672番1、672番2、672番3、672番4、672番5、672番6、672番7、672番8、672番9、672番10、672番11、672番12、672番13、672番14、673番2、673番3、673番4、673番5、673番6、673番7、673番8、674番2、678番1、678番4、678番5、678番6、687番6、687番7、687番8、687番9、688番1、688番2、688番3、688番4、689番1、689番2、689番7、689番8、689番9、689番10、689番11、689番12、690番1、690番2、690番3、690番4、690番5、690番6、691番1、691番2、692番1、692番2、692番3、692番4、692番5、692番6、692番7、694番1、694番2、694番7、695番1、695番5、695番11、695番15、695番16、695番17、696番1、696番17、696番18、696番19、696番20、696番24、696番25、696番26、696番27、696番28

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び益城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第658号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

平成30年8月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日
医療法人おがた会 熊本市北区飛田三丁目 9番20号	医療型特定短期入所施設 かぼちゃんクラブ 熊本市北区飛田三丁目9番 20号	4322000 50	平成30年8月 7日

熊本県告示第659号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成30年8月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社ライフ	ヘルパーステーション まいらいふ	合志市須屋19 93番地3	平成30年 8月6日	訪問介護

熊本県告示第660号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の種畜証明書を交付したので、同法第8条第2項の規定により公示する。

平成30年8月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

検査日	種畜証明書番号	種畜の名号	品 種	検査成績	飼養者	検査場所
平成30年 8月3日 (金)	11361063505	光球	褐毛和種	1級	熊本県農業研究センター	合志市
	11565301878	雄斗34	黒毛和種	1級		

熊本県告示第661号

熊本県漁業調整規則（昭和40年熊本県規則第18号の2）第8条第2項に規定する知事が定める期間を次のとおり定めたので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年8月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 許可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁業名称	漁業種類	操業区域
流し網漁業	えび流し網漁業	有明海
流し網漁業	大目流し網漁業	不知火海
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	不知火海
固定式刺し網漁業	かに網漁業	不知火海

2 申請期間

平成30年8月17日から平成30年8月24日まで（公示日から1週間）

熊本県告示第662号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次の表のとおり公示する。

なお、平成30年8月17日から平成30年8月31日までの間、次の表の縦覧場所に掲げる場所において、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成30年8月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

加入区 の名称	発起人の住所及び氏名	法第113条第1項の申出をする漁業協同組合	縦覧場所
嵐口加入区	天草市御所浦町御所浦2044番地2 脇島 成郎 天草市御所浦町御所浦2931番地3 竹部 壽伯 天草市御所浦町御所浦1973番地1 長塚 安生	嵐口漁業協同組合 御所浦町漁業協同組合	嵐口漁業協同組合 御所浦町漁業協同組合
新和町加入区	天草市新和町大多尾2637番地 浜 悦男 天草市新和町中田2396番地 竹本 健一 天草市新和町小宮地9542番地2 松田 博文	天草漁業協同組合	天草漁業協同組合
本渡市加入区	天草市志柿町3135番地 永野 公介 天草市本渡町広瀬1112番地6 堀田 淳 天草市東町74番地9 森 巖	天草漁業協同組合	天草漁業協同組合

熊本県告示第663号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年8月17日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年8月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	389号	玉名郡長洲町大字長洲字新山 767番1地先から 同所	158.2	防安交

		774番1地先まで	
--	--	-----------	--

2 供用を開始する期日 平成30年8月20日

熊本県告示第664号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年8月17日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年8月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	錦湯前線	球磨郡多良木町大字久米 111番3地先から 同所 311番1地先まで	64.2	防交 (橋梁補修)

2 供用を開始する期日 平成30年8月17日

熊本県告示第665号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年8月17日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年8月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	多良木相良線	球磨郡多良木町大字久米字伏間田 2923番1地先から 同所 2923番1地先まで	50.0	防交 (橋梁補修)

2 供用を開始する期日 平成30年8月17日

熊本県告示第666号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年8月17日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年8月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	和仁菊水線	玉名郡和水町西吉地字亀ノ浦 790番1地先から 玉名郡和水町西吉地字塩井谷 247番1地先まで	前	6.9 ～ 48.0	391.8	単道改
			後	10.8 ～ 48.0		

2 区域を変更する期日 平成30年8月17日

熊本県告示第667号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

平成30年8月17日

熊本県知事 蒲島 郁夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
医療法人社団松 下会 熊本市南区白藤 五丁目1番1号	看護小規模多機能 型居宅介護 とり い 熊本市南区薄場一 丁目10番28号	431100365	平成30年8 月10日	複合型サー ビス

公 告

熊本県公告第481号

次のとおり県有林立木を公売する。
平成30年8月17日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 物件の所在及び数量

次の各号毎に物件を公売する。

- (1) 主伐 菊池郡大津町公有林野県行造林真木団地 (58~83年生)
 - すぎ 2,617本 1,757.03立方メートル
 - ひのき 15,897本 7,924.98立方メートル
 - まつ 22本 17.40立方メートル
 - もみ 1本 3.24立方メートル
 - くぬぎ 375本 44.21立方メートル
 - さくら 55本 30.16立方メートル
 - けやき 10本 9.62立方メートル
 - ざつ 3,946本 766.84立方メートル
 - 計 22,923本 10,553.48立方メートル
- (2) 主伐 球磨郡相良村水源かん養林上椎葉団地 (50~80年生)
 - すぎ 11,084本 8,189.30立方メートル
 - ひのき 776本 398.54立方メートル
 - もみ 15本 46.64立方メートル
 - さくら 14本 5.08立方メートル
 - けやき 69本 73.43立方メートル
 - ざつ 2,141本 386.21立方メートル
 - 計 14,099本 9,099.20立方メートル
- (3) 主伐 球磨郡五木村水源かん養林平野団地 (51~59年生)
 - すぎ 1,938本 1,141.89立方メートル
 - ひのき 871本 323.90立方メートル
 - まつ 114本 131.66立方メートル
 - もみ 7本 22.60立方メートル
 - ざつ 1,898本 462.22立方メートル
 - 計 4,828本 2,082.27立方メートル
- (4) 主伐 球磨郡水上村紀元2600年記念造林岩野川内団地 (47~78年生)
 - すぎ 11,858本 10,896.59立方メートル
 - ひのき 272本 154.54立方メートル
 - まつ 15本 17.20立方メートル
 - もみ 6本 6.59立方メートル
 - ざつ 1,286本 377.20立方メートル
 - 計 13,437本 11,452.12立方メートル
- (5) 主伐 水俣市県設模範林正千山団地 (58年生)

(SGEC認証森林)

 - すぎ 4本 4.54立方メートル
 - ひのき 5,424本 2,030.54立方メートル
 - まつ 163本 16.31立方メートル
 - 計 5,591本 2,051.39立方メートル
- (6) 主伐 人吉市県設模範林古の山団地 (64~70年生)

(SGEC認証森林)

 - すぎ 3本 2.19立方メートル
 - ひのき 3,826本 2,202.73立方メートル
 - 計 3,829本 2,204.92立方メートル
- (7) 主伐 球磨郡相良村県設模範林夜狩尾団地 (52年生)

(SGEC認証森林)			
すぎ	4本	7.34	立方メートル
ひのき	3,060本	2,081.34	立方メートル
もみ	3本	3.46	立方メートル
ざつ	122本	27.35	立方メートル
計	3,189本	2,119.49	立方メートル
(8) 主伐	球磨郡五木村紀元2600年記念造林下梶原団地A(76年生)		
(SGEC認証森林)			
すぎ	2,986本	2,380.58	立方メートル
まつ	426本	446.69	立方メートル
もみ	4本	7.32	立方メートル
くり	3本	2.63	立方メートル
ざつ	518本	102.59	立方メートル
計	3,937本	2,939.81	立方メートル
(9) 主伐	球磨郡五木村紀元2600年記念造林下梶原団地B(66年生)		
(SGEC認証森林)			
すぎ	27本	8.87	立方メートル
ひのき	1,289本	1,310.60	立方メートル
まつ	9本	2.68	立方メートル
もみ	139本	172.82	立方メートル
ざつ	460本	87.91	立方メートル
計	1,955本	1,582.88	立方メートル

2 入札参加資格

木材業又は製材業を営む者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 過去2年以内に木材取引の実績のある者
- (2) 過去2年以内に熊本県が行った県有林立木処分に係る入札に参加した者
- (3) 林業事業体として認定を受けている者
- (4) 一般社団法人熊本県木材協会連合会の木材業者及び製材業者会員登録を行っている者

3 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時
平成30年9月19日(水) 午前9時30分入札 即時開札
- (2) 場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館8階801会議室

4 入札保証金

競争入札に参加しようとする者は、入札執行の際、入札見積金額に消費税及び地方消費税の相当額を加算した金額の100分の5以上の額を現金又は銀行支払保証小切手により納入するものとする。また、落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、熊本県に帰属する。

5 無効入札に関する事項

入札に参加する資格のない者が行った入札及び10の注意事項に違反した入札は、無効とする。

6 契約締結期限

契約締結の期限は、平成30年10月2日(火)とする。

7 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税の相当額を含む。)の100分の10以上の額を現金又は銀行支払保証小切手により納入するものとする。

8 物件の搬出期限

平成32年10月31日までとする。

9 現場説明の日時及び集合場所

- (1) 菊池郡大津町公有林野県行造林真木団地
平成30年8月22日(水) 午前10時00分 菊池市「四季の里 旭志駐車場」
- (2) 球磨郡相良村水源かん養林上椎葉団地
平成30年8月31日(金) 午後1時30分 球磨郡五木村「五木村森林組合駐車場」
- (3) 球磨郡五木村水源かん養林平野団地
平成30年8月31日(金) 午前9時00分 球磨郡五木村「五木村森林組合駐車場」
- (4) 球磨郡水上村紀元2600年記念造林岩野川内団地
平成30年8月29日(水) 午前9時00分 球磨郡水上村「水上村カントリーパークほいほい広場駐車場」
- (5) 水俣市県設模範林正千山団地
平成30年8月28日(火) 午前9時00分 水俣市「水俣市東部センター葛彩館駐車場」
- (6) 人吉市県設模範林古の山団地
平成30年8月28日(火) 午後1時30分 人吉市「球磨地域振興局駐車場」
- (7) 相良村県設模範林夜狩尾団地
平成30年8月28日(火) 午後3時30分 相良村「相良村森林組合駐車場」

- (8) 球磨郡五木村紀元2600年記念造林下梶原団地A及び下梶原団地B
平成30年8月29日(水)午後1時30分 相良村「相良村森林組合駐車場」
- (9) 現場説明日程の延期
現場説明日が荒天の場合、日程を延期するので11の間合せ先に連絡すること。
- 10 注意事項
 - (1) 入札希望者は、当該物件を熟覧し、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)及び熊本県国有林立木等売払代金の延納に関する規則(昭和32年熊本県規則第51号)を承知の上、入札すること。
 - (2) 落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
 - (3) 郵便による入札は、認めない。
 - (4) 入札当日、応札者で2(1)に該当するものは、木材取引に係る契約書の写し等(市場の出荷証明書等を含む。)を持参すること。
- 11 間合せ先
 - (1) 熊本県農林水産部森林局森林整備課県有林班
電話 096-333-2439
 - (2) 熊本県県北広域本部農林水産部林務課
電話 0968-25-2347
 - (3) 熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局農林部林務課
電話 0967-22-2312
 - (4) 熊本県県南広域本部芦北地域振興局農林部林務課
電話 0966-82-2524
 - (5) 熊本県県南広域本部球磨地域振興局農林部森林保全課
電話 0966-24-4190

熊本県公告第482号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年8月17日から同月30日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年8月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
榎田 幸穂	熊本市東区鹿嶋瀬町	熊本市東区石原町121番
株式会社アグリともあい	熊本市東区上南部	熊本市東区石原町199番ほか79筆
株式会社アグリともあい	熊本市東区上南部	熊本市東区上南部四丁目712番1ほか4筆
農事組合法人うめどう	熊本市西区小島	熊本市西区西松尾町字淘揚4538番1ほか357筆 (一時利用地 熊本市西区西松尾町字下割113番5ほか104筆)
宮本 忠次	熊本市東区画図町所島	熊本市東区画図町大字所島字大工免372番
嶋村 博	熊本市東区画図町所島	熊本市東区画図町大字所島字堂ノ下636番ほか1筆
農事組合法人秋津営農組合	熊本市東区沼山津	熊本市東区秋津町秋田字上ケ道上2441番ほか5筆
津田 浩昭	熊本市東区平山町	熊本市東区弓削町174番1ほか7筆
松村 昭典	熊本市西区中原町	熊本市西区中島町字古川52番1ほか2筆
熊本チャレンジド	熊本市南区海路口町	熊本市南区土河原町字井手迎389番ほ

・ファーム株式会社		か32筆
農事組合法人熊本 すぎかみ農場	熊本市南区城南町永	熊本市南区城南町丹生宮字西新畝町52 9番2
農事組合法人熊本 すぎかみ農場	熊本市南区城南町永	熊本市南区城南町赤見字下北村783番 1ほか2筆
北坂 達也	熊本市南区城南町赤 見	熊本市南区城南町赤見字前田1415番 2ほか10筆

2 申請年月日
平成30年7月31日

熊本県公告第483号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年8月17日から同月30日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年8月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
宮田 大	八代市鏡町北新地	八代市昭和同仁町字養正338番233
仮屋 裕一	八代市上片町	八代市植柳下町字湫1417番1ほか2筆
合同会社田副農園	八代市鏡町両出	八代市日奈久新開町字大井手西割60番 37ほか2筆
松尾 弘信	八代市鏡町塩浜	八代市鏡町塩浜字参番割134番1ほか 2筆
寺本 和男	八代市鏡町下村	八代市鏡町下村字八反田1330番1

2 申請年月日
平成30年8月8日

熊本県公告第484号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年8月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
本井 三千年	水俣市越小場	水俣市越小場字岩井894番3ほか3筆
前田 竜一	天草市栖本町打田	天草市本渡町本渡字山ノ口1696番ほ か2筆

2 認可年月日
平成30年8月10日

熊本県公告第485号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年8月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
--------------	---------------

氏名又は名称	住 所	
農事組合法人水穂 やまだ	阿蘇市山田	阿蘇市山田字七ツ江320番2ほか6筆
農事組合法人水穂 やまだ	阿蘇市山田	阿蘇市一の宮町中通字小肥足1021番 1ほか1筆
農事組合法人水穂 やまだ	阿蘇市山田	阿蘇市小野田字川水190番4
農事組合法人水穂 やまだ	阿蘇市山田	阿蘇市小野田字池田378番3ほか3筆

2 認可年月日
平成30年8月10日

登載依頼

阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号

平成30年度第1回阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成30年8月17日

阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時
平成30年8月30日（木）午後6時から午後8時まで
- 2 開催場所
阿蘇市一の宮町宮地2402
阿蘇地域振興局2階 大会議室
- 3 議題
(1) 地域救急医療体制及び病院群輪番制病院運営事業について
(2) 第7次阿蘇地域保健医療計画（救急医療関係）について
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
阿蘇市一の宮町宮地2402
阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局
(熊本県阿蘇保健所総務福祉課)
(電話0967-24-9030)

熊本県教育委員会公告第14号

第3回県立特別支援学校整備計画改定に係る検討会を次のとおり開催します。

平成30年8月17日

県立特別支援学校整備計画改定に係る検討会事務局
(熊本県教育庁教育指導局特別支援教育課)

- 1 開催日時
平成30年8月31日（金）
午前11時00分から午後0時30分まで（予定）
- 2 会場
菊池郡大津町室1381
大津支援学校会議室（管理棟2階）
- 3 議事
(1) 会議の公開・非公開について
(2) 具体的対策に係る協議について
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴を希望される方は、会議の開会予定時刻の10分前までに、当該会議の会場前において受付のうえ、事務局の指示に従い会場に入室することができます。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。

- 6 非公開の案件
「3議事」については、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3公開の基準アに該当する場合、一部非公開となる場合があります。
- 7 問い合わせ先
熊本中央区水前寺六丁目18番1号
県立特別支援学校整備計画改定に係る検討会事務局
(熊本県教育庁教育指導局特別支援教育課施設整備班)
電話：096-333-2676

熊本県スポーツ推進審議会公告第1号

平成30年度第1回熊本県スポーツ推進審議会の会議を次のとおり開催する。
平成30年8月17日

熊本県教育長 宮尾千加子

- 日時
平成30年8月28日(火)
午後2時00分から午後4時00分まで
- 場所
県庁本館 5階 審議会室
- 議題
(1) 第2期熊本県スポーツ推進計画について
(2) その他
- 傍聴者の定員
10人
- 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、審議会事務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 問い合わせ先
熊本県熊本中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県スポーツ推進審議会事務局
(熊本県教育庁教育指導局体育保健課スポーツ振興係)
(電話096-333-2710)

熊本県警察本部告示第9号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。
平成30年8月17日

熊本県警察本部長 小山巖

- 競争入札に付する事項
熊本県警察統合OAシステム用サーバ及び関連機器(平成30年度導入分)の賃貸借
- 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。
- 入札参加資格を得るための申請方法等
(1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成30年8月27日(月)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
(4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
(5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成33年3月31日

日までとする。

- (6) 有効期間の更新手続
 (5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を平成32年10月1日から平成32年11月30日（熊本県の休日を含める）を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県警察本部公告第29号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。
平成30年8月17日

熊本県警察本部長 小山 巖

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
 熊本県警察統合OAシステム用サーバ及び関連機器（平成30年度導入分）の賃貸借

- (2) 借入物品及び数量
 熊本県警察統合OAシステム用サーバ及び関連機器 一式

- (3) 業務に係る発注・契約担当部局
 熊本県警察本部警務部情報管理課電算システム運用係（熊本県庁警察棟4階）
 郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

- (4) 業務に係る入札担当部局
 熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

- (5) 借入物品の規格、品質等
 熊本県警察統合OAシステム用サーバ及び関連機器（平成30年度導入分）の賃貸借に係る要求仕様書（以下「仕様書」という。）による。

- (6) 契約期間
 契約締結の日から平成36年12月31日（火）まで

- (7) 借入期間
 平成31年1月1日（火）から平成36年12月31日（火）まで

- (8) 納入期限
 平成30年12月28日（金）まで

- (9) 納入場所
 仕様書のとおりとする。

- (10) 入札方式（紙入札併用案件）
 この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
 ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
 イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
 ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

- (11) 入札金額
 入札金額は、賃借料（保守料込み）1月当たりの借入代金とする。見積に当たっては、72月賃借料率で計算すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。

- (12) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。

- (13) 最低制限価格の設定
 この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者
 なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するため登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から平成30年8月27日（月）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

1 (4)の入札担当部局

ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 仕様書の内容を平成30年9月4日（火）午後5時までに熊本県警察本部警務部情報管理課に一覧を提出し、機能等証明書技術審査結果通知書により承認を受けた者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

(6) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等に暴力団員等があるとき、又は暴力団密接関係者であるとき。

イ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は第三者の不正な利益を利用しているとき。

エ 加え、役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条に規定するものをいう。

※ 役員等とは、個人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長その他の者をいう。

※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 機能等証明書技術審査結果通知書

ウ 役員等一覧

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から平成30年9月11日（火）午後5時まで

(4) 提出先

1 (4)の入札担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1 (3)の発注・契約担当部局において公告の日から平成30年9月11日（火）午後

- 5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から平成30年9月27日(木)まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成30年9月26日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
- (ア) 日時 平成30年9月27日(木)午前10時
- (イ) 場所 1(4)の入札担当部局
- (ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成30年9月26日(水)(必着)までに1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
- イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
- オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (9) 入札保証金
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日
- (4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額（1月当たりの賃借料）に借入月数（72月）を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県警察本部警務部情報管理課電算システム運用係

電話番号 096-381-0110（内線2443）

ファックス番号 096-381-2048

イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and quantity of the services to be leased:

A set of servers for Kumamoto Prefectural Police

(2) Date and Place for tender:

Date: September 27 2018, 10:00 am

Place: Kumamoto Prefectural Government Accounts Department,
Management and Purchasing Division

(2nd floor of Prefectural Government Main building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Kumamoto Prefectural Police Headquarters Police Administration Department,
Information Management division

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8610, Japan

Phone: 096-381-0110(2443)

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen